各月初日の在籍児童の属する世帯の階 層区分			保育料(月額)					
			3号認定		2号認定			
階	定 義 生活保護法による被保護者世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する 法律による支援給付受給世帯		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
層区分			標準 時間	短時間	標準 時間	短時間	標準 時間	短時間
A			0	0	0	0	0	0
B1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間においては、前年度分)の市町村民税が非課税の世帯		4, 500	4, 500	3,000	3,000	3, 000	3,000
B2	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間においては、前年度分)の市町村民税のうち均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)		6, 700	6, 700	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500
C1	A階層を除 き、当該年	1円以上 30,000円未満	11, 200	11, 100	7, 900	7,800	7, 900	7, 800
C2	度分(4月から8月ま	30,000 円以上 48,600 円未満	13, 900	13, 700	10,600	10, 400	10, 600	10, 400
СЗ	での間においては、前	48,600 円以上 57,700 円未満	15, 000	14, 700	11, 900	11, 700	11, 900	11,700
C4	年度分)の 市町村民税	57, 700 円以上 67, 000 円未満	16, 000	15, 700	13, 200	13,000	13, 200	13, 000
C5	所得割の額 の区分が次	67,000 円以上 77,101 円未満	20, 400	20,000	18,000	17, 700	18, 000	17, 700
С6	の区分に該 当する世帯	77, 101 円以上 85, 000 円未満	22, 600	22, 200	20, 500	20, 100	20, 500	20, 100
С7		85,000 円以上 103,000 円未満	25, 500	25, 100	22, 900	22, 500	22, 900	22, 500
C8		103,000 円以上 121,000 円未満	34, 100	33, 600	23, 500	23, 100	23, 200	22, 800
С9		121,000 円以上 169,000 円未満	40,000	39, 400	25, 200	24, 800	24, 100	23, 700
C10		169,000 円以上 180,000 円未満	48, 300	47, 500	26, 500	26, 100	25, 000	24, 600
C11		180,000 円以上 328,000 円未満	51, 800	51,000	27, 900	27, 500	26, 100	25, 700
C12		328,000 円以上	59, 000	58, 100	30, 600	30, 100	27, 200	26, 700

[※] 下記の世帯につきましては、これまで同様に軽減措置が適用されるとともに、平成28年度からは、 年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第1子については

現行の半額、第2子以降については無償となっています。 ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

- (1) 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない 女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
 - 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた 者
 - 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保 健福祉手帳の交付を受けた者
 - 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支 給対象児童又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯